

◎新潟県告示第1627号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成26年12月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
訪問介護事業所越路あいあい	新潟県長岡市浦字浦谷内 9609 番地	社会福祉法人あいあい	訪問介護 介護予防訪問介護	平成 26 年 11 月 11 日	平成 26 年 11 月 1 日
特別養護老人ホームコスモスの里	新潟県阿賀野市飯森杉 437 番地 2	社会福祉法人阿賀北総合福祉協会	介護予防短期入所生活介護	平成 26 年 9 月 25 日	平成 26 年 11 月 30 日